

一 般 質 問

令和8年2月27日（金）

8番 金谷 聡 議員

1. 財政硬直化比率改善策について

本市において算出している財政硬直化比率とは、市税や交付税等の経常的な収入に対する、人件費や扶助費等の経常経費（公債費を除く）の割合であり、財政収支のバランスを示す指標です。石狩市の令和6年度の財政硬直化比率は79.3%であり、健全基準である77.3%を2.0%超過していました。ただちに財政破綻するというレベルの数値ではありませんが、イベントや新規施策に使える予算の自由度が制限されたり、災害やヒグマ対応・物価高といった突発的な課題への対応に活用できる財源が限定されてしまう側面があります。

財政硬直化比率を改善するためには、単純に言えば経常的経費を減らすか、もしくは歳入を増やすか、またはその両方を達成するかということになります。しかし経常的経費を削減するのは容易ではなく、むしろ増加していく傾向にあります。まず人件費ですが、仮に人件費を大幅に削減した場合、人材の流出、新規人材確保の困難化等、市民サービスの低下に直結してしまいます。次に扶助費ですが、扶助費とは社会保障制度の一環として、生活に困っている人、高齢者、障がい者、子育て世帯などに対し、国や地方公共団体が生活を支えるために支出する費用であり、生活保護費や児童手当、医療費助成といったものが含まれ、その性質上自治体にとって削減が難しい経費です。一方、歳入は加藤市長の「稼げるまちづくり」という方針のもと順調に市税収入が伸びており、今後も更なる発展が期待されます。

以上の情勢を踏まえ、人件費・扶助費で構成される経常的経費の伸び率を市税収入の伸び率よりも低く抑えていくことが本市の財政硬直化比率の改善にとって現実的かつ有効な対策になると考えます。経常的経費の伸びを抑制するためには、新規事業を企画・提案する際に財政硬直化比率への影響がどれくらい出るのかを数値として添付することにより、行政側と議会側で意識の共有が図られるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2. 藤女子大学花川キャンパス跡地の有効利用について

本市の花川南4条5丁目にある藤女子大学花川キャンパスに開設されているウェルビーイング学部、人間生活学部及びウェルビーイング学研究科が、2027年4月1日より、北16条キャンパスへ移転することが決定されました。1984年に花川キャンパスにセミナーハウスが開設され、1992年に人間生活学部人間生活学科、食物栄養学科（のちにウェルビーイング学部地域創生学科、食環境マネジメント学科）を開設し、さらに2000年に保育学科（のちに子ども教育学科）、2002年に大学院を開設し、現在に至ります。40余年の間、本市の発展に多大な貢献をされた藤女子大花川キャンパスが閉鎖され札幌市の北16条キャンパスに統合されるとのニュースは石狩市民として残念でなりません。

しかし下を向いてばかりでは前に進めません。藤女子大花川キャンパスが閉鎖された後、

その跡地をぜひ地域振興のために有効活用すべきと考えます。私なりにいくつか候補を考えてみました。

①子育て・教育拠点

本市において、不登校児童生徒の人数に対して現状、ふらっとクラブの受け入れ体制が充足しているとは言えません。フリースクールや不登校支援センター、もしくはICT教育特化型スクールとして整備すればこどもまんなかまちづくりを推進する本市にとって更なる教育環境の充実につながると考えます。

②介護・福祉複合拠点

高齢者や障がい者を対象とした支援施設の複合拠点として整備することにより、誰でも安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に貢献できると考えます。

③産業振興・スタートアップ拠点

本市の地理的優位性を活かし、再生可能エネルギー関連の研究施設や起業支援の拠点として整備すれば地元経済界の強化にもつながると考えます。

④防災・危機管理拠点

広域避難拠点や防災備蓄センターとして整備すれば本市の防災力強化につながると考えます。

⑤文化・観光・交流拠点

公共交通機関であるバス路線が近くを通過することから交通の便が比較的良好なので、現在本市が検討している文化ホールや市民プールの建設候補地としても魅力的ではないかと考えます。

以上5つのテーマに沿って考えてみましたが、いずれにせよ土地や建物の取得、管理・運営まで市が丸抱えしようとする等多額の費用負担が見込まれますので、民間企業の知恵と資金を活用しつつビジョンの共有を図り、再開発を進めるべきと考えますが、市の見解を伺います。

3. 花川通延伸区間の課題について

昨年12月13日(土)に開通式典が開催された花川通延伸区間ですが、札幌市や本市花川地区から石狩湾新港地区へのアクセスが改善し、通勤所要時間が従来と比較し約10分程度短縮され大変助かっているという声が届いています。

その一方で改善が必要と思われる課題がいくつか指摘されています。

①歩道の除雪

延伸区間歩道の除雪が実施されておらず、歩行者がいた場合は車道を歩かざるを得ないと思います。歩行者および通行車両の安全を確保する為、歩道の除雪を実施する考えがあるか伺います。

②道路照明灯の設置

延伸区間には道路照明灯が設置されておらず、通行した際に暗い印象を受けますが、安全確保の為、道路照明灯を設置する考えがあるか伺います。

③右折信号の設置

道道44号線、通称「手稲石狩通」から花川通へと右折する際には右折信号が設置され利便性が高まりましたが、花川通から「手稲石狩通」へと右折する際は右折信号が設置されておらず、対向車の多い朝夕のラッシュ時には右折待ちの車両が渋滞しているという声が寄せられています。地元町内会から右折信号設置の要望書が市へ提出されているかと思いますが、信号機設置を所管する北海道公安委員会に対し市からも合わせて要望いただけるよう切に願います。

以上、三つの課題解決について市の考えを伺います。

4. スキー学習に替わる冬季体力作りについて

本市では、小学校における冬季体力作りの一環としてスキー学習に取り組んでいます。しかし、近年リフト代やバスのチャーター費用が値上がりし、家計の負担が増してきています。家計の負担軽減を図る為、スキー学習に替わる冬季体力作りを模索すべき時期に差しかかっていると考えますが、いかがでしょうか。

本市の特認校である生振小学校では、冬季体力作りの一環として歩くスキーに取り組んでいます。スキー板やスキー靴は学校で様々なサイズを必要数保有しているため、各家庭で新たに購入する必要はありません。また歩くスキーの授業は校庭で行うため、バス代やリフト代も必要ありません。スキーウェア等は個人で購入する必要がありますが、アルペンスキー学習と比較し家計の負担は大幅に抑えることができます。

また、雪の上を楽に歩くための雪上歩行具であるスノーシュー（かんじき）を履いての雪上ウォーキングも魅力的です。防風林等を散策すれば自然観察を通して環境教育にもなりえると考えます。

以上、スキー学習に替わる冬季体力作りを模索する考えについて伺います。

5. 投票率向上に向けた取組について

本年2月8日に施行された衆議院議員総選挙において本市の投票率は52.96%でした。全国平均56.26%、全道平均57.93%と比較して3～5%程度低い数値となっています。投票は私たち一人一人が政治に参加する最も基本的な手段であり、地域や社会の課題に対して他人事ではなく、自分に密接にかかわることとして当事者意識をもって考えるきっかけとなるとても大切な行為です。本市の投票率が全国平均や全道平均に及んでいない原因をどのように認識しているか伺います。

また、投票率向上に向けての取組を私なりに考えてみました。

①広報活動の強化

現状、市ホームページやあいボード、広報車両を活用しての広報が図られているほか、市の公式LINEアカウントを通して投票日や各投票所の開設時間の周知が図られていますが、市で愛されている「さけ太郎」や「さけ子」「灯台お兄さん」といったキャラクターを通じて動画で投票を呼びかけてはいかがでしょうか。

②期日前投票の拡充

市役所本庁舎や厚田保健センター、浜益支所にて期日前投票が実施されていましたが、特に本庁舎において期間中は駐車場も大変混雑していた時間帯がありました。市民の利便性向上と混雑の緩和を図るため、各コミュニティセンター等でも期日前投票を実施してはいかがでしょうか。

③移動投票所の利便性向上

過疎化が進行し投票所の統合が実施されている厚田・浜益両地区において移動期日前投票所が活用されていますが、1か所につき選挙期間中1日のみ、しかも30分から45分間実施されるのみで、その日その時間帯に都合がつかなければ移動期日前投票所での投票を行うことができません。日数や開設時間の延長を実施してはいかがでしょうか。

④選挙公報配布手段の見直し

各候補者や政党の政策を掲載した選挙公報は市民が投票の参考とする重要な情報源の一つです。しかし現状は新聞折り込みでの配布が基本となっており、希望者には別途郵送で提供されていますが、新聞を購読していない世帯も少なからずあることから市民の手に広く行き渡っているとは言い切れない側面があります。本市には「広報いしかり」や「市議会だより」を全戸配布している実績がありますので、それらと同様の手法を用いて選挙公報の全戸配布を実施してはいかがでしょうか。

以上4点について、市の考えを伺います。

13番 鈴木 圭一 議員

1. 路線廃止に伴う代替交通の今後について

路線廃止に伴う代替交通の今後についてお伺いいたします。

長期的な人口減少による運転手不足の深刻化により、全国的に地域公共交通は大きな転換点を迎えております。本市においても路線の廃止や減便が進む中、市はこれまで代替交通の導入や交通ネットワークの再構築に取組、市民生活を支える移動手段の確保に努力されてきました。地域の実情に応じた丁寧な対応は評価すべきものであり、市民の安心につながる重要な取組であると考えております。

しかしながら、人口減少が今後も続くことを踏まえると、現在の公共交通体制が将来にわたり持続可能であるのかという点については、改めて中長期的な視点で整理する必要がありますのではないのでしょうか。公共交通は単なる移動手段ではなく、通院や通学、買い物などの日常生活を支え、地域経済やまちの活力を維持する基盤であります。

そこでまず、本市は将来にわたり公共交通をどのような位置づけで維持していくお考えなのか、持続可能な交通ネットワークの将来像について市の見解をお伺いいたします。次に、路線廃止が発生した場合の代替交通についてであります。現在の取組を踏まえ、今後さらに人口減少が進んだ場合でも、代替交通は安定的に維持できるとお考えか、その見

通しについてお示してください。

最後に、国の地方創生に関する総合戦略では、地域交通のリ・デザインや地域交通DXの推進、自動運転技術の社会実装などが示されております。運転手不足への対応という観点からも、新技術の活用は重要な選択肢であると考えます。本市として、自動運転やデジタル技術の活用についてどのように受け止め、将来の公共交通のあり方をどのように検討しているのか、市の方向性をお伺いいたします。

2. まちの都市価値の共創の具体化について

まちの都市価値の共創の具体化についてお伺いいたします。

令和8年度市政執行方針において、市勢要覧の作成やフォトコンテストの開催、スタートアップとの連携など、具体的な取組が示されております。これらは重要な施策であり評価するところではありますが、それらを包括する「都市価値」の定義や、その成果をどのように測定するのかという点については、より明確な整理が必要であると考えます。

また、令和8年度重点施策方針においてステークホルダーとの連携や関係人口の量的拡大および質的向上も掲げられておりますが、その具体像や到達目標については、なお抽象的な部分も見受けられます。都市価値の共創という考え方自体は大変意義あるものでありますが、理念にとどめることなく、具体的な行動計画や成果指標へと落とし込んでいくことが重要であります。関係人口についても、単なる一時的な来訪者ではなく、本市の産業や地域活動を支える存在へと育てていく視点が必要ではないでしょうか。

そこで、4点について伺います。

1点目に、「都市価値」の定義についてであります。都市価値とは、観光資源の魅力なのか、産業の強みなのか、住みやすさなのか、あるいは都市としてのブランド力なのか。本市として定義している「都市価値」とは何を指しているのか、その内容をお示してください。

2点目に、「ステークホルダー」についてであります。ここでいうステークホルダーとは具体的にどの主体を想定しているのか。市民、事業者、関係人口、さらには域外企業も含むのか。また、それぞれにどのような役割を期待しているのかお伺いいたします。

3点目に、「共創」の具体像についてであります。共創とは単なる意見交換にとどまらず、責任や役割を共有し、ともに価値を生み出していくことを意味するものと理解しております。本市としてどのような姿を共創の形として描いているのか、具体的なイメージをお示してください。

4点目に、関係人口の量的拡大および質的向上についてであります。何ををもって「量」とし、何ををもって「質」とするのか。また、その評価指標や目標設定について、どのように整理しているのかお伺いいたします。

3. 市職員の副業制度のあり方と、多様な働き方について

市職員の副業のあり方と、多様な働き方について伺います。

現在、石狩市では不動産賃貸や外部団体への講師派遣など、公務に支障のない範囲での副業が認められていると承知しています。

一方で、写真や音楽・絵画などの芸術・創作活動や、職員が有する専門性を活かした表現活動については、営利目的による収入獲得を主とするものではないにも関わらず、現行の制度では副業が認められにくい状況にあります。これらの活動は、地域に貢献をしているものが多いのですが、自費によるボランティアで行っているものがほとんどであり、資金繰りが難しいことから結果として活動自体を断念せざるを得ないケースもあると認識しております。

こうした芸術・創作活動や表現活動は、職員個人の自己研鑽や創造性の向上につながるだけでなく、地域の魅力を内外に発信し、市民の方々に喜びや希望、感動を与えることもあり、地域との関わりを深める重要な役割を果たすものと考えます。

昨年12月に人事院から、国家公務員の自営兼業制度の見直しを令和8年4月から進めることが示されました。その内容は、これまで認められていた事業に加え、新たに「職員の有する知識・技能をいかした事業」と「社会貢献に資する事業」を承認できるように定めるといふものです。この改正は、職務専念義務、公務の公正な執行、信頼の確保などの承認基準はありますが、これらの条件が満たされる範囲であれば、国家公務員であっても一定の対価を得た上で表現活動や社会貢献を行うことを認めるものです。

石狩市においても人口減少や人材確保が大きな課題となる中、職員が地域に根ざし、やりがいを持って働き続けられる環境を整えることは、結果として市民サービスの質の向上にもつながる、自治体経営上の重要な課題であります。

そこで伺います。

職員の多様な生き方や働き方を尊重し、人材確保や地域定着につなげていく観点から、石狩市の副業制度について、時代の変化に応じて見直していく必要があると考えます。今後、ガイドラインの整理やモデルケースの検討など、副業制度の見直しに向けた具体的な検討を進めていく考えがあるのかについても、市長の所見を伺います。

4. 市職員の石狩市在住・地域貢献型制度について

市職員の石狩市在住・地域貢献型制度に関してご質問いたします。

はじめに、市職員の居住状況と地域定着に対する市の認識についてお伺いいたします。

現在、市職員のうち、市内に居住している職員はおおよそ半数程度であると承知しておりますが、この状況について市としてどのように受け止めているのか伺います。また、単に個々の職員の居住選択の結果として捉えているのか、それとも将来の行政運営や地域との関係性を考える上での一つの課題として認識しているのか、まず市長の基本的な認識をお伺いいたします。

次に、石狩市内に居住し、地域に根ざして勤務する職員の意義についてお伺いいたします。

市内に居住する職員は、日常生活の中で町内会活動や地域行事、防災訓練などに自然と関わる機会が多く、市民の声や地域の実情、市民感覚を身近に感じ取りやすい立場にあります。こうした業務外の生活を通じて得られる地域理解も含め、市内に居住し、地域に根ざして勤務する職員の存在を、市長としてどのような価値として評価しているのか、所見をお伺いいたします。

次に、職員の地域定着を促す必要性についてお伺いいたします。

札幌近郊に位置する石狩市においては、通勤利便性の高さから市外居住が選択されやすい一方で、市内に住み続ける動機が弱くなりやすいという側面もあると感じております。

しかしながら、人材確保、行政サービスの質の向上、災害対応力の確保といった観点からも、職員が地域に根ざして暮らし、地域を理解した上で行政に携わることは、今後ますます重要になると考えます。このような札幌近郊という地理的特性を、市長としてどのように捉え、職員の地域定着をどのような方向性で進めていくべきとお考えなのか、市長の認識をお伺いいたします。

次に、石狩市在住・地域貢献型制度の検討についてお伺いいたします。

石狩市内在住を義務づけることや、単純な金銭的優遇を行うことが最善でないことは、私自身も理解しております。一方で、石狩市内に居住し地域に根ざして勤務する職員を、結果として支え、後押しする仕組みについては、検討の余地があるのではないかと考えます。住宅支援や住環境支援、勤務制度の工夫などを組み合わせた、石狩市の実情に合った「市内在住・地域貢献型制度」について、市長としてどのような方向性で検討を進めていくお考えなのか、所見をお伺いいたします。

職員が石狩市内で暮らし、町内会や地域活動に関わりながら地域を知り、市民感覚を持って行政に携わることは、市民サービスの質の向上や、災害対応力の強化にもつながる重要な要素であると考えます。こうした視点を踏まえ、今後、石狩市として、地域に根ざして勤務する職員をどのように支え、どのような将来像を描いていくのか市長の所見をお伺いいたします。

5. 旧花川南浄水場の今後の方向性について

旧花川南浄水場の今後の方向性について伺います。

昨年、本施設において銅線ケーブルが盗まれる窃盗事件が発生いたしました。一定の管理は行われていたものと承知しておりますが、用途廃止から長期間が経過している現状を踏まえれば、地域住民に不安が残ることも事実であります。方向性を示さないまま時間が経過する状況は、決して望ましいものではありません。

なお、本件については、令和5年6月定例会の一般質問においても取り上げ、処分方針策定から相当期間が経過していること、中心部に位置する施設が活用も処分もなされないまま残置されている状況について、市の考えを質した経緯があります。当時の答弁では、解体費用の課題や売却の困難性、活用の難しさなどが示されましたが、その後も大きな状況の変化は見られておりません。

水道ビジョンにおいては更新対象とはされず、事実上の現状据置と整理されております

が、これは水道事業会計の枠内での判断であり、市全体の都市経営の観点からの最終的な方向付けではないと考えます。解体には約4億円規模の費用が見込まれ、水道会計単独での対応は現実的に困難であり、売却も容易ではない状況にあります。このままでは、結果として棚上げが続くこととなります。

当該地は花川地区の中心部に位置し、隣接地にはこども園も立地するなど、子育て環境が集積する地域であります。今後の公共施設再編、防災機能の強化、地域拠点形成、さらには将来の地域公共交通再編に伴う代替交通結節機能の可能性も含め、本市のまちづくり戦略の中で位置付けるべき重要な市有資産であると考えます。

本件は水道部局のみの課題ではなく、市全体の資産戦略・都市戦略の課題であります。これ以上先送りするのではなく、早急に部局横断的な検討体制を整え、撤去を含めた具体的な方向性を示すべき段階にあると考えますが、市長のご所見を伺います。

6. 町内会館運営の管理負担について

町内会館運営の管理負担について伺います。

本市において、町内会の皆様には地域活動の推進や防災活動など、さまざまな分野において多大なるご協力をいただいております。町内会は地域における基礎的な自治組織であり、その活動の拠点である町内会館は、日常のコミュニティ活動の場であると同時に、災害時における地域防災の重要な拠点でもあります。

現在、町内会館の運営については、各町内会館運営委員会が市の指定管理団体として管理を担い、人件費や暖房費をはじめとする運営経費を支出しながら維持管理に努めていると承知しております。しかしながら、近年の物価上昇やエネルギー価格の高騰、さらには人件費や資材価格の上昇により、各町内会館の運営環境は厳しさを増していると伺っております。とりわけ冬期間の暖房費負担は大きく、地域活動の活性化に影響を及ぼしかねない状況にあると考えます。

そこで、2点伺います。

1点目、物価上昇やエネルギー価格の高騰を踏まえ、現行の運営支援水準は実態に即したものと認識しているのか、市の見解を伺います。あわせて、必要に応じて支援水準の見直しを検討すべきと考えますが、今後の対応方針についてお示しください。

2点目、町内会館は地域コミュニティの拠点であるとともに、防災拠点としても重要な役割を担っております。こうした機能をより強化していく観点から、既存制度の枠組みの中で、運営面において市がさらに協力できる余地はないのか、市の見解を伺います。

7. 藤女子大学花川キャンパスの移転に伴う官民学連携の今後について

藤女子大学は花川キャンパスを札幌市へ統合する方針を公表いたしました。本市にとって市内唯一の大学の移転は、教育機能の移動にとどまらず、地域社会に与える影響は決して小さくないものと受け止めております。

花川キャンパスは長年にわたり、本市の官民学連携の拠点の一つとして、地域活動やボランティア、産学連携などを通じて地域と関わってまいりました。また、大学を支えてき

たのは学生や教職員のみならず、近隣の住民、賃貸住宅オーナー、商業者、交通事業者など多くの地域関係者であります。大学の存在は、地域経済や日常の暮らしの中に溶け込み、一定の役割を果たしてきたものと認識しております。

今回の移転にあたり、誰かを責めるということではなく、これまで大学を支えてきた地域との関係をどのように次の段階へつなげていくのかが重要であると考えます。特に、学生の減少や移転に伴い影響を受ける可能性のある賃貸住宅事業者や周辺事業者への配慮、情報共有、将来的な土地利用の方向性は、丁寧な対応が求められる課題であります。

そこで、次の4点について伺います。

1点目、キャンパス移転に伴い影響を受けると想定される近隣住民や賃貸住宅事業者、周辺事業者等に対し、市としてどのように状況把握を行い、情報共有を進めているのか。

2点目、本市として、大学・地域事業者・住民を含めた官民学の枠組みの中で、移転後を見据えた対話や協議の場を設ける考えはあるのか。

3点目、大学との包括連携協定を踏まえ、移転後においても学生の地域活動や研究連携など、本市との関係をどのように維持、発展させていく考えか。

4点目、花川キャンパス跡地の利活用について、本市として地域の将来像やまちづくりの観点からどのような基本姿勢で関与していくのか。

本件は単なる施設の移転ではなく、官民学の関係性を再構築する契機でもあります。地域を支えてきた皆様に配慮しつつ、本市の将来にとって前向きな転換となるような取組を期待し、市の見解を伺います。

8. 市街化調整区域における企業立地推進について

まず初めに、議会への報告および新聞報道にもありました、市街化調整区域における企業立地を可能とする土地利用基本方針の策定について伺います。

石狩湾新港地域の分譲地が埋まりつつある中、次の受け皿を準備することは、本市の持続的な経済発展を考える上で極めて重要であり、私は今回の方針策定を前向きに評価しております。

特に、国道231号、337号という広域幹線道路と港湾機能を活かした産業集積は、本市の地理的優位性を最大限に活かす取組であると考えます。

そこで伺います。

1点目 今回の土地利用基本方針により、本市としてどのような産業分野をターゲットとしているのか。

2点目 企業立地による雇用創出や税収効果について、現時点での想定や目標があればお示しください。

3点目 また、新たに進出する企業が市内事業者との取引や雇用に結びつくよう、地域経済循環の視点をどのように取り入れていくのか、市の考えを伺います。

1. 不登校児童・生徒の健康診断について

①学校保健安全法で、学校は毎年度健康診断を行うと規定されており小中学校では在籍校で健康診断を受けることが基本となっています。

健康診断は疾患などを早期に発見する重要な機会となっていますが、いじめや心身の不調など、さまざまな理由で不登校になった児童・生徒にとって健康診断のため学校に行き集団で受診することは非常に困難なことです。

本市の状況を伺います。

イ. 不登校の理由で昨年春の学校健診時点で健康診断を受けていない児童・生徒の人数が分かれば教えてください

ロ. 健康診断を受けていない児童・生徒への配慮、そして保護者への対応はどのようにされているのでしょうか

2. 加齢性難聴への更なる取組について

今まで加齢性難聴に対する「聞こえの改善」や「ヒアリングフレイル対策」に取り組んで参りました。今回は更にポイントを絞り大きく2点について伺います。

①6台の軟骨伝導イヤホンは窓口に設置されていますが「誰でも試しに使えるようにして欲しい」との要望を頂きました。積極的に活用し貸し出しや体験機会を設けるお考えについて伺います。

②「ヒアリングフレイル対策」として介護予防教室や各種健診など高齢者が集まる機会を捉えて啓発チラシを配布するほか、広報いしかりや市ホームページに「耳の聞こえチェックシート」や「聴能力チェックアプリ」の活用方法を掲載するなど、フレイル予防の重要性をお知らせするとの答弁をいただいておりますが実施状況とこれまでの評価について伺います。

3. 市民により優しい行政窓口の導入について

「書かない窓口」がいよいよ令和8年度の導入に向け準備が進められており、より市民に優しい窓口になると思います。

令和6年9月の定例議会で「書かないお悔やみ窓口」の設置を求めましたが「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」が終了する令和8年度以降に検討するとの答弁をいただいておりますので次の点について伺います。

①私の思っていた「書かない窓口」とは職員が端末を操作し必要事項を聞き取りながら書類を作成し来庁者は内容を確認し署名するだけで、窓口を回ることなく終了できる「書かないワンストップ窓口」と理解してよろしいでしょうか。

また、待ち時間を短縮するため、市ホームページ等で窓口の予約ができる仕組みを取り入れている自治体もありますが時間短縮・混雑緩和のため本市のお考えを伺います。

②各種証明書の発行や届出等の手続きが検討されていると思いますが、現在考えられている対象項目、また窓口開設時期など進捗状況を含めお示しください。

6番 山崎 祥子 議員

1. 保育を必要とするすべての子どもに保育の保障を

日本では現在、268万人以上の子どもたちが保育施設等を利用し、多くの時間をその施設で過ごしています。共働きは年々増え続け、保育所等の利用率も大きく伸びています。就学前の子ども利用率は2025年度では55.7%になり、1、2歳の保育利用率は60.9%です。この10年でみても全体で17.8ポイント増え、1～2歳児に限れば22.8ポイントと大きく増えています。多くの子が利用する保育施設は、子どもたちの成長と発達を保障できる安心安全な環境が何より求められています。2019年から保育料無償化が3～5歳を対象として始まり、住民税非課税世帯では0～2歳児に限り無償、石狩市では2024年4月から世帯収入やきょうだいの年齢に関係なく0～2歳の第2子以降の保育料を無償化しています。これは子育てをする保護者として喜ばしいことです。また保育所給食費についてはこれまで通り実費徴収です。毎日新聞2024年9月9日付けでは過去20年で一人っ子が1割から2割へ急増しているとのこと。生まれた子どもの人数を結婚当時の予定と比較すると、妻の初婚年齢が高くなるほど予定を下回る傾向があり、一人っ子増加には晩婚化の影響がうかがえます。大阪経済大学の苦米地准教授は一人っ子が増加する要因は晩婚化だけではなく、一人っ子が増え始めた時期は、1990～2000年代の経済状態が悪い時期に世に出た就職氷河期世代が結婚した時期と重なります。そのため、経済的理由で一人っ子にせざるを得ないと判断した状況もあったのではないかと指摘しています。子どもを産むことは各家庭、個人の考えであり強制することを言っているわけではありません。保育料、給食費の負担の重さを解消するため、子育て応援のために保育料無償化、給食費無償化にする考えについて伺います。

2. 小児夜間診療・休日診療について

昨年からインフルエンザの流行が早期に始まり、落ち着いたと思っていた今年の初めからまた、インフルエンザと新型コロナウイルスが流行し、市内小中学校でも学級閉鎖や学校閉鎖が続いています。江別保健所では水痘の注意報も発令されています。札幌市では2025年10月から小児の休日診療が3～4施設から2施設に減っている状況があります。石狩管内で調べると休日・夜間急病センターがあるのは、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市です。また子どもの病気は大人と違います。子どもは病気でも訴えがなかったり、異常がわかりにくいのが特徴です。発症や進行が急でついさっきまで元気だったのにということがあります。子どもたちを感染症や病気から守り安心して受診できる体制をとる考えについて伺います。

3. 包括的性教育について

包括的性教育とは性をめぐるさまざまな要素を含む教育のことです。具体的には、生殖や性的行動におけるリスク、性に関する疾病について教えることにとどまらず、性を「権利」として捉え、人権を基盤に置き、コミュニケーションやジェンダー・セクシャリティー平等、差別や暴力、社会的・文化的要因、メディアリテラシーなどを扱います。アメリカ性情報・教育協議会がガイドラインを1991年に発行し、2009年に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）などの5つの国際機関が発行した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」で包括的性教育の構造・内容が整理され、2018年には6つの国際機関によって改訂版が発行されました。日本は国連から思春期の女子および男子を対象とした性と生殖に関する教育が学校必修カリキュラムの一部として一貫して実施されることを確保することなど勧告を受けています。昨年石狩市内において、痛ましい事件が起きています。市としてどのように包括的性教育を進めていく考えなのか伺います。

11番 青山 祐司 議員

1. 緑苑台地区の中学校新設および現状での通学について

2年前にも同様の質問をしましたが、同地区の宅地造成も進み、外部環境も変化してきた事から、改めて質問致します。

緑苑台小学校を卒業した生徒のほとんどは花川中学校に進学し、その生徒の多くが片道4kmにおよぶ距離を通学に要しております。現在、花川中学校に通う全校生徒のうち緑苑台小学校から進学した生徒の割合は約44%、半数近くにおよびます。人数にして180人近くの生徒が学校に通うためだけにこの距離の往復を強いられております。先日、私も緑苑台の自宅から歩いてみましたが、約40分掛かりました。往復で80分です。勉学などもっと有意義に費やす事に十分値する時間だと考えます。

かねてからの地域住民の要望であり、今後も宅地造成が進む緑苑台地区での中学校新設について考えを伺います。

また、現状での同地区の生徒の通学についてですが、多くの生徒が自転車通学をしております。自転車通学のできない冬期間について、市は従来より通学補助として片道80日分のバス代の補助をおこなっております。しかしながら計算上は片道分のみの補助であり、帰り道分の補助はない事、またこのバス代補助も全額補助では無く、その一部を保護者が負担しております。

道路の凍結や雪がある冬期間の通学に際し、子どもたちの安全を配慮しての市からのバス代補助であると考え一定の評価はいたしますが、反面、冬期間の通学に少なからず難があると市として認めていると考えます。

緑苑台地区に中学校が新設されるまでの間、この冬期間のバス代の保護者負担をなくし市の全額補助とする考えはないのかについても伺います。

2. アカモズの保護と保全について

アカモズの保全については、その調査や啓発チラシなどの作成に令和6年度の決算で150万円かかっております。

アカモズが希少な鳥とは聞いておりましたが、年間150万円の公金を費やす必要性について検証するため、市内における個体数を自然保護課に確認をしたところ、約120羽との回答を得ました。1羽あたり毎年1万円以上の費用をかけて保全する必要性を再度確認したところ、担当者から「全国に200羽程度しかいない鳥で。」との返答を得ました。

これを聞いて私は驚きました。北海道で200羽ではなく全国、この亜種アカモズは日本でしか繁殖しないので、広く言えば全世界で現在200羽しかいないということになります。知床や大雪山など多くの大自然を抱える北海道にあって、私たちの石狩市、特に生息域である石狩地区は札幌圏にも近く、開発の進んでいる石狩湾新港に隣接していることから、言うまでもなく大自然ではない地域です。

渡り鳥であるこのアカモズは、かつては全国でも一般的によく見られる鳥でした。しかしながら生息地の開発や減少により繁殖できる場所を失い、現在ではアカウミガメ、チョウヒ、イトウ等と同じ環境省レッドリスト絶滅危惧1B類に選定されております。

全国で200羽しかいないアカモズの大部分がこの石狩市にいるということは、石狩町時代より取り組んできた海浜植物保護や本市特有の環境条件が繁殖地に適していることはもとより、石狩湾の開発が大きく進む中でも石狩市は守るべき自然と環境はきちんと守って開発を進めてきたという紛れもない証左であると考えます。

アカモズの保全にあたり、市ではどのような取組をされているのか伺います。

3. 「番屋の宿」土地・建物の公売について

1999年に市の第三セクターとして新築開業した「番屋の宿」については、民間企業に売却された後、2012年ごろより閉鎖された状態となっております。

当該民間企業の市税滞納により2022年に市が物件の差し押さえをし、その後公売を始めたものの通常とは異なる4回目の公売までも応札されず今に至っております。

元来、市の補助により当時の第3セクターが整備した施設であり、本町地区の振興や近隣景観への配慮も含め、何かしらの対策が必要と考えますが、市として今後どのように対応するのか伺います。

4. 郵政事業との連携、活用について

昨年、5年毎の国勢調査が行われました。地域活動等へ参画する人手が不足する中、調査員の確保も課題となっております。

回収自体はインターネット回答や郵送提出が増えてきており、今後は配布にあたっては調査員ではなく郵送配布での方式も検討に値すると思います。また空家や居住情報の把握についても郵便局の情報を活用するなど、国勢調査は一例として、他のさまざまな点で郵政事業との連携は重要であると考えます。

現在、当市には14の郵便局があり、これら地域に根ざした郵便局と自治体との連携につい

て市の考えを伺います。

5. 冬期の通学路確保について

子どもたちが登下校するにあたり安全な通学路の確保が重要であることは言うまでもありません。

特に冬期間は、降雪状況により、通学時に除雪されていない歩道を子どもたちが歩いている姿を見かけることもありました。

そこで、冬期間の通学路における安全確保の基本的な考え方について伺います。

4番 蜂谷 高海 議員

1. 庁舎以北の公共交通について

市内中央バス路線については、昨年12月より本町線が、本年3月末でトーメン団地線、厚田線が廃止となることが決まり、昨年より代替交通の策定が進められてきました。代替交通の計画案について、各地域の住民説明会での意見・要望を受けて計画変更も行いながら進め、代替交通の「本町花川線」は12月から運行が開始、「厚田花川線」は4月より運行予定となります。

昨年6月の第2回定例会より、毎定例会において質問を行ってきましたが、今回も厚田花川線の運行前という重要なタイミングですので、改めて質問します。

①12月から運行開始している「本町花川線」の課題点について

②4月より運行開始する「厚田花川線」計画案について、昨年第4回定例会以降の進捗状況

2. 洋上風力発電における法定協議会の立ち上げについて

本年、石狩市沖における洋上風力発電に関わる法定協議会が立ち上がりました。2023年5月に有望区域となってから約3年が経ち、大きく一步踏み出すこととなります。2月6日に行われた第1回協議会において市長は、市の基本的な考え方として「脱炭素と漁業振興に大きく期待」「市のみならず北海道経済にも効果がある」との一方で、景観や騒音の懸念、漁業への影響の検証についても発言しておりました。

洋上風力発電については、2023年12月の第4回定例会以来になりますが、法定協議会が立ち上がったことを受けて、改めて市長の洋上風力発電についての見解を伺います。

3. 国民健康保険税について

国民健康保険について、厚生労働省が昨年11月、2027年4月より均等割の軽減措置を高校生年代まで拡大する検討に入ったと報じられています。これまで日本共産党石狩市議団は、国保加入の子育て世帯の負担軽減のため子ども均等割の廃止を求めてきました。今回の厚労省の意向は、十分とは言えないまでも時代の要求に応えたものであると考えます。

市としてはさらに一步踏み出して高校生年代までの子ども均等割の無償化の検討を行うべきではないかと考えます。無償化についての見解、無償化とする場合に必要となる財源規模について伺います。

4. 合併20年を迎えて、これまでの総括と今後のまちづくりの方向性について

平成17年10月に旧石狩市・厚田村・浜益村が合併し、昨年10月で20年が経過しました。地域自治区の延長は今後されることなく、来月末をもって厚田区、浜益区の地域自治区は終了することとなります。

合併して20年の総括、今後の旧厚田村、旧浜益村など過疎地域への対策、一次産業の振興、将来を見据えて旧2村を含めた石狩のまちづくりの方向性については、両区の市民にとって非常に関心が高いものと考えます。次年度の市制執行方針には触れられていませんでしたが、市制施行30年と同様に市の歴史の中で重要な節目であることから、市長の見解を伺います。

7番 神代 知花子 議員

1. 地域未利用バイオマス発電と森林施業について

石狩市の森林は、作業路網の不足、施業コストの高さ、担い手不足など、林齢の高い人工林の更新に長年課題を抱えていることは承知しています。こうした状況の中で、石狩市森林組合がホームページで示しているように、効率的な森林整備の新たな選択肢として、風力発電事業者による計画地周辺の森林管理委託や、地域バイオマス発電への地域材供給が検討されていることも理解しています。しかし、風力発電事業は環境影響評価法に基づき、開発による自然影響を回避・低減することを目的とした評価が行われるもので、森林施業とは全く別の判断基準で進むものです。事業認定前に工事着手とみられる林地開発は本来許されず、森林施業のルールとも整合しません。また、この1月に本格稼働予定であった地域バイオマス発電は、農村漁村再エネ法に基づく再エネ発電設備として認定されているものの、試運転中に木質チップから白煙が上がり、消火に3時間を要した事案も発生しており、安全性や運転体制に不安が残ります。石狩地域バイオマス発電所は、丸紅クリーンパワーと大成建設が出資し、2026年の運転開始を目指す出力約10MW（9,950kW）の大規模発電所です。道央地区の8つの森林組合などで構成される「道央地区未利用バイオマス供給協議会」から道内産間伐材を100%調達するとしていますが、この規模の発電所は年間

10～12万トンの燃料が必要であり、未利用材をどのように安定的に調達するのか、具体的な計画は示されていません。さらに現在、石狩市では森林整備計画の施業区分変更が縦覧されています。こうしたバイオマス発電の燃料需要と施業区分変更、皆伐可能区域の拡大が重なることで、森林の将来に必要な更新や保全に支障が生じ、生態系や地域材供給にも影響が及ぶのではないかと懸念しています。そこで伺います。

- ①地域バイオマス発電及び、石狩新港バイオマス発電所は現在、ともに稼働停止中だが、これらのバイオマス発電所の発煙の事故が起きた原因、調査の進捗状況を市はどのように把握しているか。どちらもFIT認定の火力発電であるが、地域説明や環境影響評価がなされていない理由はなにか伺う。
- ②石狩地域バイオマス発電所を農村漁村再エネ法に基づく再エネ発電設備として認定したのは、どのような経緯だったのか、その認定の条件、事業者・石狩市にとって「地産地活バイオマス」がどのような効果をもたらすものか伺う。また、石狩地域バイオマス発電所が必要とする材をどのような体制で、どのくらいの量を供給するのか伺う。石狩森林組合を事務局とした道央地区未利用バイオマス供給協議会のメンバー構成と役割、林地未利用材だけでは到底賄えない需要量を満たすための「未利用材」とはどのような材が含まれるのか、実際に市の民有林からすでに供給されている量と、稼働後持ち込む計画量について伺う。
- ③森林施業において、材を運び出すための路網が整備されているかは重要であるが、多大な費用がかかるものである。森林整備計画に記載されている作業路網のうち厚田区のものには風力発電事業計画地と重なり、また、ほど近いものであり、すでに敷設された「八幡高岡第3線」はのちに八の沢風力発電の工事用道路として使われた経緯がある。「嶺泊線」については、東急不動産株式会社の事業計画地内となっているが、これは事業者からの委託管理で敷設された路網なのか、どのような施業を行うことを考えているか伺う。特にこの風力発電事業は環境影響評価中であり、その計画地も市の風力発電ゾーニング計画に従い、環境リスクの高いエリアを避けるよう検討を促されている。市として再エネ事業、特に風力発電との関係をどのように整理し、森林政策との整合性をどのように確保しようとしているのか伺う。
- ④森林整備計画の施業区分変更の根拠と透明性について
 - イ．現在縦覧中の石狩市森林整備計画の施業区分変更は、皆伐可能区域の拡大や施業方法の変更につながる重要な判断であり、森林所有者、林業者、地域住民、生態系に大きな影響を与えると考える。しかし、今回の施業区分変更については、変更の根拠となるデータや影響評価が十分に示されておらず、市民からも「なぜ今、皆伐可能区域を広げるのか」という疑問の声が上がっている。施業区分変更の根拠として、林齢、蓄積、地形、保安林、希少種生息地など、どのデータを用いて判断したのか、市として明確に示す必要があると考えるがいかがか伺う。今回の変更で、皆伐可能区域の増加面積、増加率はどうなるかも伺う。
 - ロ．複層林施業と長伐期施業について、それぞれの定義とどのような違いがあるのか伺う。複層林施業では基本的に皆伐は想定されていないと考えるが、実際にどの

ような施業がなされているか。長伐期施業に移行することで、皆伐が可能となるのか。再生林の考え方も併せて伺う。

- ハ、今回の施業区分の変更と、バイオマス発電事業による需要拡大はどのような関係性であるのか伺う。需要に対し、どのような施業を行っていくかを示すのが、森林整備計画と考える。こちらには、民間事業者の委託状況が一切書かれていないが、施業変更の背景はしっかりと示すべきではないか伺う。

2. 離婚後共同親権の運用について

2024年の民法改正により、離婚後の共同親権が導入され、2026年4月の施行に向けて、自治体の学校・保育園・相談支援の現場にも大きな影響が生じることが想定されています。特に、DVや虐待があるケースでは、加害者側にも「親権者としての同意権」が生じる可能性があり、子どもの安全確保がこれまで以上に難しくなることが指摘されています。また、学校や保育園では、同意確認や情報提供の扱いが複雑化し、現場の判断が混乱する恐れがあります。こうした制度変更が目前に迫る中で、市としてどのように準備し、子どもの安全と最善の利益を守る体制を整えるのかが問われています。そこで伺います。

- ①市は離婚後の共同親権導入の意義と課題を具体的にどのように捉えているか伺う。多岐にわたる課題、広い関係部署に対応するため、国からどのような自治体に対する運用が通知されているか。市としてどのように取り組んでいくか伺う。
- ②共同親権の導入により、学校・保育園での同意確認や情報提供、DV相談の対応が複雑化することが懸念されている。子どもの安全を守るためには、自治体としての明確な運用方針、また職員研修等が不可欠と考えるが、いかがか伺う。